第５回支部長会

開催日　令和７年３月２８日（金）
場　所　本会会議室及びZoom

【議　題】

「理事会決議事項」

(1)	会員処分について	＜会員処分審査委員会＞	（資料１） P1**※①**
(2)	会費免除申請について	＜総務部＞	（資料２） P16
(3)	文書取扱細則の一部変更について	＜総務部＞	（資料３） P17
(4)	第70回定期総会の招集の日時及び場所について	＜総務部＞	（資料４） P25
(5)	事務局職員旅費細則の一部変更について	＜総務部＞	（資料５） P26
(6)	令和８年度税制改正意見書について	＜調査研究部＞	（資料６） P29
(7)	会務執行規則の一部変更について	＜公益活動対策部＞	（資料７） P67

「報告事項」

(1)	規則・文書等作成要領の一部変更について	＜総務部＞	（資料８） P70
(2)	令和７年度表彰該当者及び日税連表彰該当者について	＜総務部＞	（資料９） P77
(3)	令和８年新年賀詞交歓会の開催について	＜総務部＞	（資料10） P80
(4)	事務局のセキュリティ対策について	＜総務部＞	（資料11） P81
(5)	綱紀監察事例シリーズ研修のマルチメディア配信について	＜綱紀監察部＞	（資料12） P84
(6)	「綱紀のしおり」の改訂について	＜綱紀監察部＞	（資料13） P86**※②**
(7)	税務支援実施要領の一部変更について	＜税務支援対策部＞	（資料14） P91
(8)	本会独自事業無料税務相談会の開催結果について	＜税務支援対策部＞	（資料15） P94
(9)	本会独自事業確定申告無料申告相談会の新聞記事掲載について	＜税務支援対策部＞	（資料16） P95
(10)	税務相談室のご案内について	＜調査研究部＞	（資料17） P98
(11)	研修受講義務免除審査について	＜研修部＞	（資料18） P104
(12)	令和６年度研修受講達成率について	＜研修部＞	（資料19） P108
(13)	令和７年度研修企画について	＜研修部＞	（資料20） P110
(14)	地域金融機関等との金融懇話会の開催日程について	＜中小企業支援対策部＞	（資料21） P115
(15)	税制改正に係る財務省主税局による説明会の開催について		（資料22） P116
(16)	２月からの事務局運営について		（資料23） P117
(17)	その他		

［政治連盟報告事項］
［協同組合報告事項］
［日本税理士共済会報告事項］

※①　別途、当日配付資料があります。
※②　別冊資料「綱紀のしおり」をサイボウズに掲載しております。



第6世代電子証明書について

令和6年度中に確認すべきこと

令和6年11月18日作成

九州北部税理士会デジタル・システム部
部長　小林英樹

目次

- 第六世代電子証明書・税理士認証カードの概要
- 従来の電子証明書との相違点
- 取得時期・取得方法・手続について
- 会員への周知・取得に関するサポートの検討

第六世代電子証明書・税理士認証カードの概要

（参考）第五世代電子証明書の有効期限と第六世代電子証明書発行スケジュール案



1. 第五世代電子証明書は令和8年3月31日に有効期限が到来するため、日税連が発行する第六世代の電子証明書への更新手続きが必要となる。
2. 第六世代の電子証明書はリモート署名を採用しており、会員へ送付されるカードには電子証明書が格納されておらず、クラウド上の署名サーバにカードを使ってアクセスすることで電子署名が実行される。
3. 税理士全員へ書留郵便で事務所あてにカードが送付される。カードの受取後に電子証明書の発行手続を行う必要があり、発行された第六世代電子証明書を現在使用している第五世代の電子証明書との更新作業が必要となる。
4. 税理士へ送付されるカードの名称は「税理士認証カード」である。このカードは税理士の本人確認に利用できるため、会務のデジタル化に活用されることが期待される。

• 従来の電子証明書（カード）との相違点

・第6世代電子証明書による署名手続は、インターネット回線を利用してクラウド上の署名サーバに格納されている電子証明書へアクセスし、電子署名を行う「リモート署方式」を採用している。

・従来と異なる署名方式を採用しているが、第五世代の電子証明書と同様に、カードリーダーに「税理士認証カード」をセットして、パスコードを入力し署名手続を行うため、作業自体は何ら変わらない。唯一の相違点は署名時にインターネット回線が必要であるという点である。「税理士認証カード」書留郵便にて事務所あてに送付が可能となり、従来のカードに比べて受け取り手続きが簡素化される。

• 取得時期・取得方法・手続について

・取得時期

令和7年8月1日より全ての税理士会員の事務所宛に書留郵便にて発送が開始される。（申し込み不要。単位会ごとに発送時期が異なる予定であり、詳細については令和7年度に発表される。）

カードの色は「赤」



税理士認証カードのイメージ

・「税理士認証カード」受取後の手続について

POINT! 「税理士認証カード」受取後に第六世代電子証明書の発行手続が必要。

①「税理士認証カード」をカードリーダーにセットし、管理ツールへログイン。
②管理ツールにて発行申込書を作成し、第五世代カード等で署名を添付して申込書を送信。
③最大3週間程度で審査が完了する。
④第五世代電子証明書の有効期限内に、ご自身の利用者識別番号に現在登録している電子証明書を第六世代の電子証明書へ更新する。（令和8年3月31日まで）

詳細については動画マニュアル等で周知予定（現在作成中）

• 会員への周知・取得に関するサポートの検討

「税理士認証カード」は、税理士全員に送付されるため、過去にカードを取得したことの無い会員から事務局へ問い合わせが集中すると予想される。

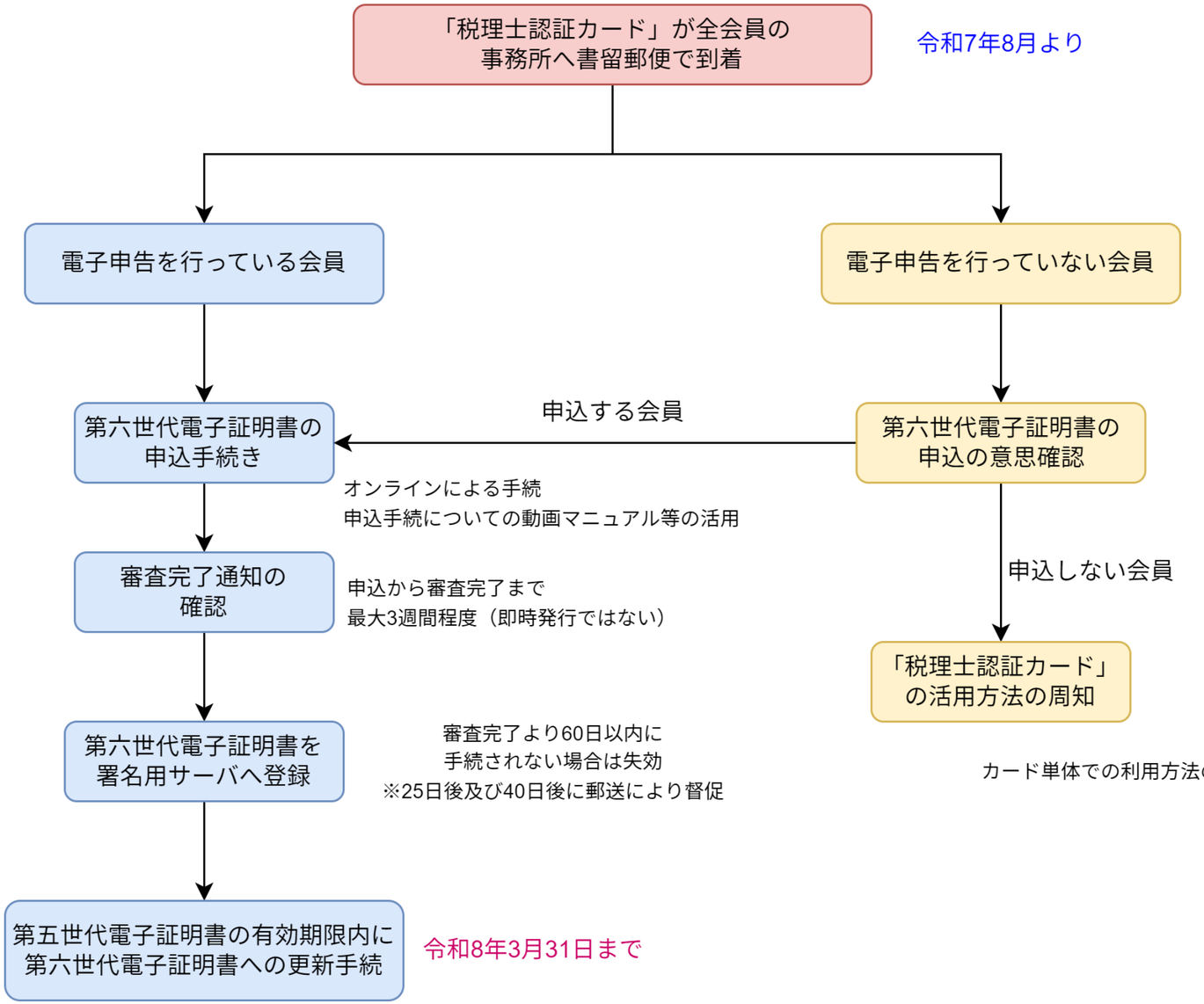
参考：令和６年９月３０日現在の九州北部税理士会　第五世代カード取得率は83.56%
未得会員数５８３名

カード受け取り後の電子証明書発行（申し込み）手続は今回初めての手続のため、従来のカード取得者にも手厚いサポートが必要となる。

日税連もマニュアルや動画マニュアル等を用意して周知に努めるが、九北会でどのようにサポートするか十分に検討する必要がある。

会員への具体的な周知は令和７年　月以降？（周知のタイミングの検討）

第六世代電子証明書・「税理士認証カード」取得に関する周知



それぞれの手続き時にサポートが必要

- カードの受取
- 証明書の申込み手続
- 審査完了通知受信
- 第五世代から第六世代証明書へ変更手続き

周知スケジュール案（令和６年９月現在）

	令和６年	令和７年	令和８年	令和12年	令和17年
マスタースケジュール	▲1月 税理士認証カード・認証局構築完了	▲3月 第六世代・認証局設備構築完了 ▲4月 税理士認証カード・発行準備開始 ▲4月 第六世代・変更認定調査実施 ▲6月 第六世代・変更認定許可 ▲8月以降 順次 税理士認証カード・配付開始 第六世代・発行開始	▲3月 第五世代・有効期限	▲7月 第六世代・有効期限	▲7月 税理士認証カード・有効期限
周知スケジュール	**11月以降 ～ 第六世代税理士用電子証明書の概要編～** 対象者　主に税理士会役員 内　容　リモート署名方式の概要、申込や利用方法、税理士認証カードの活用 等 周知媒体　動画	**4月以降 ～ 交付スケジュール・電子証明書の申込編 ～** 対象者　全会員 内　容　交付スケジュール、具体的な申込・受取手順、注意事項 等 周知媒体　動画・会員向け案内資料			

本人確認用ICカードの活用可能性

各種ウェブサイトのログインに



担い手探しナビ、研修受講管理システム、
インボイス制度税理士相談登録サイト、会員専用サイトetc

→ ID/パスワードの廃止

総会通知等の電子化への対応に



会議招集通知・委任状の電子化

→ 改正税理士法への対応

会員専用サイトの個人ページ化に

会報・周知依頼の掲載、個人向けのお知らせ配信

→ 個人宛にカスタマイズしたより重要な情報を発信

税理士会への申請・届出に



電子証明書の利用申込み、税理士証票の再交付申請、慶弔金の申請etc

→ 書面手続きの廃止

デジタル世界での税理士本人の証明として

リモート税務相談、リモート税務調査、
VR事務所、メタバース事務所





→ 税理士法第2条の3への対応
→ にせ税理士の排除

証票のデジタル化に

税理士証票との一体化

